

入 札 説 明 書

物件名 低圧コンデンサ取替工事

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧表
- III 入札書・委任状
- IV 仕様書に関する質問書
- V 契約書(案)

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
低圧コンデンサ取替工事
- (2) 業務概要
仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年1月29日(金曜日)まで
- (4) 納入場所
徳島県徳島県土整備事務所
徳島市南末広町6-36

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加者名簿に建設工事の種類が「電気工事」で登録されている者
 - ④ ②の審査により資格を有すると認められた者で、電気工事士(第1種)の資格を有する者を雇用しており、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - ⑤ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ⑥ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)に基づく入札参加資格停止、のいずれの措置も受けていない者
 - ⑦ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前(ただし、5の(2)に示す提出期限がそれより早い場合はその提出期限)までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページでダウンロードする。
なお、仕様の変更があった場合は、徳島県ホームページで通知する。

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

徳島県徳島市南末広町6-36
徳島県徳島県土整備事務所 企画総務担当
電話 088-653-8811
ファクシミリ 088-623-4026
電子メールアドレス tokushima_kendo@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年8月25日(火曜日) 午後5時

② 提出場所

徳島県徳島市南末広町6-36
徳島県徳島県土整備事務所 企画総務担当

③ 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所、入札書の提出方法

① 日時

令和8年9月3日(金曜日) 午前11時

② 場所

徳島県徳島市南末広町6-36
徳島県徳島県土整備事務所 3F入札室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「低圧コンデンサ取替工事」の総価で行う。

②入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又は消えないボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「低圧コンデンサ取替工事」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数処理は行わない。)をもって落札とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県徳島県土整備事務所 企画総務担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、数量、納入方法等)を分かりやすく記載すること。

② 入札しようとする物品等のカタログ 1部

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるものを添付すること。

③ 価格一覧表(税抜き) 1通

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

※応札仕様書のデータが必要な場合は、次の所属あてにその旨を記載したメールをお送りください。

所属名 徳島県徳島県土整備事務所

メールアドレス tokushima_kendo@pref.tokushima.lg.jp

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札物件 低圧コンデンサ取替工事」を記載すること

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入札金額

百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭

入札物件 低圧コンデンサ取替工事

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和8年9月3日

住 所

氏 名

徳島県徳島県土整備事務所長 殿

Ⅲ 入札書・委任状

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名 徳島 太郎								
徳島県徳島県土整備事務所長 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き又は消えるボールペン
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名 徳島 太郎								
代理人	住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎								
徳島県徳島県土整備事務所長 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ
内容を記載すること。

令和8年 月 日

委 任 状

徳島県徳島県土整備事務所長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県が令和8年9月3日に執行する「低
圧コンデンサ取替工事」の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県徳島県土整備事務所長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行
する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: 低圧コンデンサ取替工事

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、機器の修繕について次のとおり契約を締結する。

（業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる修繕業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙は、これを実施する。

（1）業務の名称 低圧コンデンサ取替工事

（2）業務の内容 別添の仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年〇月〇日から令和9年1月29日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇,〇〇〇,〇円とする。（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（業務の調査等）

第6条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務の完了報告）

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（支払）

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して修繕代金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する金額を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記

「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

.(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年9月〇〇日

甲 徳島県
徳島県徳島県土整備事務所
所長 佐野 功

乙 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても

当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。